

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年11月4日から令和2年11月13日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 商工振興課

(2) 対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項】

イ 個人情報の管理状況において、保有する個人情報について、保有開始届出書が作成されておらず、個人情報ファイル簿も作成されていなかった。

【個人情報保護条例第15条】